

## 「淡如水」頒布取扱要綱

平成18年12月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、災害備蓄用兼PR用ボトルウォーター「淡如水」の頒布に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(頒布方法)

第2条 淡如水の頒布は、災害対策及び上下水道事業PRの推進に資する公的機関等市民の利便性に寄与する場所で行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般家庭（法人格の有無を問わず、営利活動を行う組織及び個人並びに官公庁以外の購入希望者をいう。）から申込みがあった場合、防府市上下水道局（以下「上下水道局」という。）において、代金（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）と引換えの方法で淡如水を頒布する。ただし、防府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）がやむを得ないと認めたときは、配達の方法で頒布することができる。

3 市外から申込みがあった場合は、代金を記載した郵便振替払込請求書（手数料払込人払い）を同封し、運送業者による運送料着払いの方法で頒布する。

ただし、管理者が上下水道事業PRの推進が図れると認めたときは、配達の方法で頒布することができる。

4 前3項の規定による淡如水の頒布は、原則として24本入りケース単位で行う。

(有料頒布の代金)

第3条 淡如水の頒布は有料とし、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める代金を徴収することとする。

(1) 消費税の軽減税率制度の適用対象となるとき。

500mlボトル1本あたり 100円

(2) 前号に掲げるとき以外のとき。

500mlボトル1本あたり 101円

(代金の減免)

第4条 管理者は次の各号の一に該当するときは、第3条に定める代金の全部を免除することができる。

- (1) 管理者が認める上下水道事業のために淡如水を利用するとき。
  - (2) 行政機関が行う災害発生訓練に淡如水を利用するとき。
  - (3) 防府市（以下「市」という。）が主催し、市外からの参加者がある行事等の用に供するため、淡如水を利用するとき。
  - (4) その他管理者が特に必要と認めるとき。
- 2 管理者は次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める金額に代金を減額することができる。
- (1) 市が主催又は共催あるいは後援する行事等の用に供するため、淡如水を利用するとき。  
500ml ボトル1本あたり 50円
  - (2) 市内主要施設、又は公の施設等に設置された自動販売機において、市又は上下水道局のPRを目的に淡如水を第3条に定める代金で有料頒布するとき。  
500ml ボトル1本あたり 94円
  - (3) その他の場所において、市又は上下水道局のPRを目的に淡如水を第3条に定める代金以内で有料頒布するときの料金は、管理者が別に定める。
- 3 前2項の規定（ただし、上下水道事業に関して利用する場合を除く。）による淡如水の代金の減免を受けようとする者は、淡如水代金減免申請書（様式1）を管理者に提出しなければならない。
- （申込み及び配達）

第5条 第2条第2項に定める購入希望者からの申込みは、上下水道局総務課（以下「総務課」という。）において受け付けるものとする。

- 2 第2条第2項ただし書きに定める淡如水の配達は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 配達地域 防府市内。ただし、野島は三田尻港待合所渡しとする。
  - (2) 配達日時 配達は、受付日から概ね7日以内に行うものとし、配達時間は、防府市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）に規定する休日以外の日の午前9時から午後4時までとする。
  - (3) 代金の徴収 有料頒布代金は、配達した職員による徴収又は納入通知書兼領収書による払込みとする。

(在庫管理)

第6条 淡如水の管理は総務課が行う。

2 淡如水の在庫に不足を生じるおそれがあるときは、総務課が補充する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前になされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式 1

年 月 日

(宛先) 防府市上下水道事業管理者

住 所

申請者 氏 名

電話番号

### 淡如水代金減免申請書

「淡如水」頒布取扱要綱第4条の規定により、下記のとおり淡如水の代金の減免を申請します。

#### 記

- 1 減免理由
  - 2 利用行事（会議等）の名称
  - 3 開催日時 年 月 日 から 年 月 日 まで
  - 4 開催場所
  - 5 行事の内容（趣意書等がある場合は添付してください。）
  - 6 主催、共催又は後援  
主催：  
共催又は後援：
  - 7 有料頒布 する※（有料頒布代金は、1本税込み100円以内とする。）  
しない
- ※軽減税率の適用対象外のときは、1本税込み101円以内とする。
- 8 希望数量 500ml 本